

---

## 第3回 飯南町議会定例会会議録 (第3日)

令和4年6月17日 (金曜日)

---

### 議事日程 (第3号)

令和4年6月17日 午前9時開議

- 日程第1 委員長報告  
日程第2 討論・採決  
日程第3 閉会中の継続調査の申し出について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告  
日程第2 討論・採決  
日程第3 閉会中の継続調査の申し出について
- 

### 出席議員 (10名)

- |    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 早 樋 徹 雄   | 2番  | 伊 藤 好 晴   |
| 3番 | 熊 谷 兼 樹   | 4番  | 内 藤 眞 一   |
| 5番 | 高 橋 英 次   | 6番  | 安 部 誠 也   |
| 7番 | 景 山 登 美 男 | 8番  | 安 部 丘     |
| 9番 | 平 石 玲 児   | 10番 | 戸 谷 ひ と み |
- 

### 欠席議員 (なし)

### 欠 員 (なし)

### 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木 ゆかり 書 記 山内 孝之

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	那 須 忠 巳	防 災 危 機 管 理 室 長	長 島 淳 二
会 計 管 理 者	那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 眞 一
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	まちづくり推進課	門 脇 貴 子

		総 括 監	
産 業 振 興 課 長	植 田 勉	産 業 振 興 課 総 括 監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長	永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

---

### 欠席した職員の氏名

なし

---

### 午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

はじめに、総務厚生常任委員会委員長、7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員長（景山 登美男） 7番。

おはようございます。委員会審査報告を行います。

令和4年6月17日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長、景山登美男。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、承認第1号。件名、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）。審査の結果、承認。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）。承認。

議案第42号、飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。原案可決。

議案第45号、財産（消防軽積載車）の取得について。原案可決。

議案第50号、令和4年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。原案可決。

議案第 51 号、令和 4 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）。原案可決。

議案第 52 号、令和 4 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 1 号）。原案可決。

以上で報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 3 番。

委員会審査報告を行います。

令和 4 年 6 月 17 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、熊谷兼樹。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、  
会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度飯南町下水道事業会計補  
正予算（第 4 号））。承認。

議案第 43 号、土地改良事業計画について。原案可決。

議案第 44 号、財産（乗用ステレオスプレーヤ）の取得について。原案可決。

議案第 46 号、財産（11t 級除雪ドーザ）の取得について。原案可決。

議案第 47 号、財産（5t 級除雪ドーザ）の取得について。原案可決。

議案第 48 号、財産（飯南町立頓原小学校スクールバス）の取得について。原案可決。

議案第 53 号、令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）。原案可決。

議案第 54 号、令和 4 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）。原案可決。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、5番、高橋英次議員。

○**予算特別委員会委員長（高橋 英次）** 議長。5番。

○**議長（早樋 徹雄）** 5番、高橋英次議員。

○**予算特別委員会委員長（高橋 英次）** はい。

おはようございます。ただ今より委員会審査報告を行います。

令和4年6月17日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。予算特別委員会委員長、高橋英次。  
委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、承認第3号。件名、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第12号））。審査の結果、承認。

事件の番号、承認第5号。件名、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度飯南町一般会計補正予算（第1号））。審査の結果、承認。

事件の番号、議案第49号。件名、令和4年度飯南町一般会計補正予算（第2号）。審査の結果、原案可決。以上であります。

○**議長（早樋 徹雄）** これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

---

## 日程第2 討論・採決

○**議長（早樋 徹雄）** 日程第2、討論、採決を行います。

まず討論を行います。討論は案件ごとに分けて行います。

最初に、報告第4号、議会の委任による専決処分の報告についてから、報告第7号、令和3年度飯南町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてまで、4件について討論を行います。失礼しました。報告については討論はありません。失礼をいたしました。

次に、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）から承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度飯南町一般会計補正予算（第1号））まで、5件について討論を行います。

まず反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○**議長（早樋 徹雄）** 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。おはようございます。

私は、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）反対をします。これから理由を述べて討論といたします。

本案件は、国民健康保険法施行令の改正に伴うもので、改正の中に保険料の賦課限度額を引き上げる改正があります。基礎賦課額にかかる賦課限度額を現行の63万円から65万円に引き上げるものであります。

低所得層、中間層に配慮した改正と説明されています。本定例会の説明書類でも、所得の高い方は保険料が上昇する一方で、一定以下の所得の方は所得割が下がることで保険料の軽減効果が得られるとのことでした。

私は、小手先の細工でその場をしのぎ、本来の問題点を先送るという手法に納得ができません。説明の中で、「配慮」という言葉が使われています。そうであれば国庫負担率をもとの水準に戻すのが本来の姿だと思っています。

以前から述べていますように、元々国保の財政難と国保料高騰を招いた根本原因は、国庫負担が引き下げられたところにあります。

昭和59年に国民健康保険法が改悪されています。その時、医療費に対する国庫負担率を引き下げました。それを皮切りにして、国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。その結果、国保の総収入に占める国庫支出割合は、昭和59年度およそ50%だったものが、平成22年度には約25%と半減し、そのまま推移しております。こうした国庫負担の削減が、国保世帯の貧困化と同時に進んだことが、事態をいっそう深刻にしております。

国民健康保険の制度は、もともと、農林水産業と自営業を主な対象としたものでしたが、現在では、非正規の労働者をはじめとした被用者や年金生活者など、無職の人などが国保世帯主の大半を占めています。年金生活者や失業者、非正規労働者が加入する国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない医療保険となっているのが現状であります。

特に今日、コロナ禍で国民生活はひっ迫しています。先日行われたNPO法人「キッズドア」による世論調査でも、「生活が苦しくなったか」との問いに、85%の人が「苦しくなった」と答えています。内訳は、「大変苦しくなった」が48%、「苦しくなった」が37%であります。苦しくなったと答えた人の内、大半が食費を削って毎日を過ごしていることもわかりました。

保険料が年収2,000万円程度まで上がり続ける社会保険と違い、国保の場合、多くの市町村で、保険料は年収600万円前後で上限に達してしまいます。そうした状況のもとで賦課限度額の引き上げは、高額所得者とはいえない中間層に一層重い負担を課すことにつながります。

被保険者間で負担をやり繰りすることで負担増を回避しようとする国の方針は、抜本的改革を先送りするだけであります。政令改正にあわせて本町が賦課限度額を引き上げるのみとすることは、この政策に手を貸すこととなります。

国民健康保険は、住民のいのち、健康を守る社会保障の制度であり、地方自治体が独自に公費を繰り入れ、住民負担軽減の努力をするのは制度の本旨にかなったものであります。中

間層の保険料抑制はまったなしと私は思っております。

全国の都道府県、市町村と手を携えて、国の助成金を元の50%に復活するよう強く求めることを要求します。国の負担が増額されるまでは、一般会計からの繰り入れで対応すべきと考えております。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）、反対討論がありましたので、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

はじめに、まさかこういう賦課限度額があげられるということで、本来中間層のところを負担感を軽減しようという対策でやられている改正に対して、反対されるということは予想しておりませんでしたので、若干、今の討論聞きながら述べたいと思います。

まず、はじめに、小手先の細工でという話がありましたが、たしかにいつぺんに変えることが難しい制度なんです。その中で、少しでも今ある課題を解決しようとして、今回の、前回はこういう引き上げのことがありました。そういうことを繰り返していってできるだけバランスの取れた、していこうというのが今の改革の途中の段階にあるわけですので、これを繰り返していくしかないわけです。

たぶん、2番議員でも、この制度そのものを否定されておるわけじゃないと思うんです。その中で、あったように、国庫負担率を引き下げたというところが問題だ。つまり全体の保険負担を、医療負担をどういう形で負担するかという割り振りの問題で、国も十分なお金を持ってやってやることなら、たぶん100%みてやるでしょ。

ただ、それができない状況が国の財政の中であって、それではどうしてこの制度を支えていくかという中で、現在工夫をされている段階なのだろうと。その中には、いわゆる国保の県単位での広域化というようなことも改革されてきているわけです。そういう中の改革の途中にあるものだというふうに私は理解をしております。

先ほど、抜本的改革ということも言われましたけども、やはりこれは抜本的に（聞き取り不能）ということになれば、やはり、間近に参議院選挙も控えております。どこかの国と違って日本は民主国家ですので、政権をとればそれなりの制度改革もできるわけです。その道をしっかりやっていただければと思っておる限りです。

そういう意味で2番議員に対する今回の引き上げは、中間所得層に対するいわゆる負担軽減を図るという意味合いで賛成するものであります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかに討論の発言はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 42 号、飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 48 号、財産（飯南町立頓原小学校スクールバス）の取得についてまでの 7 件について討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

次に、議案第 49 号、令和 4 年度飯南町一般会計補正予算（第 2 号）から、議案第 54 号、令和 4 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 6 件について討論を行います。

まず反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第 1 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第 1 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第 2 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。よって、承認第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町一般会計補正予算（第12号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度飯南町下水道事業会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度飯南町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第5号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第42号、飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、土地改良事業計画についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 43 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 43 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、財産（乗用ステレオスプレーヤ）の取得についてを採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 44 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 44 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、財産（消防軽積載車）の取得についてを採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 45 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 45 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、財産（11t 級除雪ドーザ）の取得についてを採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 46 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、財産（5t 級除雪ドーザ）の取得についてを採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 47 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、財産（飯南町立頓原小学校スクールバス）の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 48 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、令和 4 年度飯南町一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 49 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 49 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、令和 4 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 50 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 50 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、令和 4 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 51 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 51 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、令和 4 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 52 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 52 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたし

ます。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 53 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 53 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、令和 4 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 54 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（早樋 徹雄）** 起立全員です。よって、議案第 54 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 閉会中の継続調査の申し出について

**○議長（早樋 徹雄）** 日程第 3 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から目下、それぞれの委員会において調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（早樋 徹雄）** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

**○議長（早樋 徹雄）** これで、本日の日程は全て終了いたしました。

町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

**○町長（塚原 隆昭）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 塚原町長。

**○町長（塚原 隆昭）** 番外。

議長のお許しをいただきました。閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今月7日に開会した本定例会であります。議員各位には、連日にわたり慎重にご審議をいただき、ただ今は、提案いたしました全議案につきまして、原案どおり可決をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、今年の梅雨入りは、例年より遅い今週の14日と発表がありました。昨日の広島気象台の発表によりますと、今後の降水量は少ない予報であり、まとまった雨があまり期待できないようであります。昨年のように大災害が発生するような豪雨は困りますが、今年の5月の観測史上最も少ない降水量の少なさに加えまして、梅雨時期でのまとまった雨が期待できなければ、渇水や水不足の心配が出てまいります。雨は、天にまかせるしかないわけですが、恵みの雨を願うばかりであります。

新型コロナウイルス感染状況につきましては、日ごとに感染者数は減ってきており、理由としては、季節的な影響であったり、ウイルスの変異が少ないことなどあげられてはいますが、終息にはまだほど遠く、まだまだ付き合っていかなければならないと思っております。

こうした中ではあります。人の移動明らかに増えてきております。観光の面では県民割の全国拡大や、本格的な外国人観光客の受け入れも始まると言われています。また、社会経済活動全般が活発になってきており、もとの生活スタイルに戻りつつありますが、基本的な感染対策がおろそかにならないよう、行政からの周知啓発も継続して行ってまいります。

4回目のワクチン接種につきましては、常任委員会では、早ければ6月中ということで説明していましたが、その後日程が確定しておりまして、高齢者福祉施設は7月11日から実施いたします。それから、60歳以上と、18歳以上で基礎疾患がある方につきましては、7月23日。それから7月の30日と31日。そして8月の28日。この4回で集団接種を行うこととしております。

昨日の新聞に、今月の島根中央家畜市場での子牛買取価格が年商から2割下落した記事が掲載されておりました。先月に続いての下落でありまして飼料高騰による肥育農家の買い控えが大きな理由であります。

下落対策として、この新聞の中でも国が奨励金の交付をということがありました。一般質問でもお答えしたとおり飼料高騰対策としては、国県事業の隙間を埋める支援を、そして下落対策としては、まさに緊急的な支援も必要な状況になってきたと思われま。

会期中に今後燃油高騰、そして物価高騰に伴うコロナ対策事業の補正予算を臨時会へ提案したいと説明してきており、あわせて追加の必要な対策事業も含めて提案することになると思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

最後になりましたが、今定例会の本会議、また委員会を通じていただきましたご意見、ご指導につきましては、今後の予算執行、並びに日々の事務事業の推進に、また、今後の施策の立案など行政執行に生かすよう努力してまいります。

本格的な梅雨を迎え、体調を崩しやすい時期となりますが、くれぐれもご自愛いただきま

すようお祈りし、閉会のごあいさつとさせていただきます。たいへんありがとうございました。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和4年第3回飯南町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

**午前9時41分閉会**

---